

農業ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 農産物の格付け制度 1
2 - 企業（農業生産法人を除く）への農地の所有権取得の許可 1
3 - 農地生産法人への出資制限の緩和 1
4 - 木材利用ポイント事業の対象となる製品の拡大など 1
5 - スギの利用拡大のため、JAS規定改定と審査の迅速化 2
6 - 農協のコンプライアンス強化について 2
7 - 農済事業について 3
8 - 新規需要米（輸出用）の生産調整の取り組みの不具合 3
9 - 株式会社が農地を取得する場合の要件緩和 4
10 - 一括して農地を取得する際の規制緩和 4
11 - 農地転用について（1） 5
12 - 農地転用について（2） 5
13 - 農業協同組合に対する金融庁検査について 6
14 - 農地法、農振法での規制改革（1） 7
15 - 農地法、農振法での規制改革（2） 7
16 - 農業生産法人の構成員要件の緩和等、農地規制のさらなる見直し 8
17 - 輸入麦の売渡制度、砂糖・でん粉の価格調整制度、豚肉差額関税制度の見直し 9
18 - 森林施行計画から森林経営計画への円滑な移行に向けた経過措置の導入 10
19 - 電線路の保安伐採にかかる届出の緩和 11
20 - 地熱エネルギー開発に係る国有林等に関する許認可手続きの効率化 12

21 - 保安林解除の要件・基準の見直し	13
22 - 東日本大震災被災地における農地転用規制の緩和	14

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
1	10月3日	12月6日	農産物の格付け制度	米、麦、大豆等における旧食糧庁からの流れで現在民間へ移行された。農産物格付け等級付け。これにより自由な営業販売(宣伝力や低価格でも大量に販売が可能等)・産地地域の特性を生かした付加価値農産物販売展開等ができにくくなっている。農協に出せばすべてこの格付けで同じ価格になる。青果類のように地域の努力特性イメージで自由に競争しやすい環境に変えたらどうでしょうか。	個人	農林水産省
2	10月3日	12月6日	企業(農業生産法人を除く)への農地の所有権取得の許可	一定期間の耕作実績かつ事業の継続が見込まれる場合に限り、農地所有権を許可すること。	(一社)九州経済連合会	農林水産省
3	10月3日	12月6日	農地生産法人への出資制限の緩和	農業生産法人以外の法人による農業生産法人への出資制限の緩和を図ること	(一社)九州経済連合会	農林水産省
4	10月3日	12月6日	木材利用ポイント事業の対象となる製品の拡大など	本年度スタートした「木材利用ポイント制度」について、来年度以降の事業の継続と対象木製品の拡大を図る。	(一社)九州経済連合会	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
5	10月3日	12月6日	スギの利用拡大のため、JAS規定改定と審査の迅速化	現在、ほとんど利用がなされていない2×4工法住宅への国産スギ利用のため、JASの改定と、現行5年のJAS規格改定期間を3年に短縮すること。	(一社)九州経済連合会	農林水産省
6	10月4日	12月6日	農協のコンプライアンス強化について	<p>農協のコンプライアンス改革について 農協のコンプライアンスを強化するためには、理事の業務執行を監査することを職務とする監事、特に常勤監事が機能しなければならない。 常勤監事が理事者側の意向によって選出されている現状では厳格な意見の表明は難しく、この改善と監事ないし監事会の地位、権限の明確化が必要である。</p> <p>I. 農協のコンプライアンスが機能しない背景</p> <p>1. 監事の選任の方法 理事の業務執行を監査する監事、特に重要な役割を果たすべき常勤監事の選任が理事者側主導で行われていることから、常勤監事としては再任のことを考えると遠慮が生じ、意見の表明がしにくいという事情がある。 その選任案について、監事会の過半数の同意は必要とされているものの、監事会としては反対意見を出すことはなく、形式だけのものとなっている。</p> <p>2. 異なる組織図の認識 農協は、農業協同組合法という基本法規のもとに運営されている筈なのに農協の組織図をみると、理事会と監事会を同一レベルとしている農協と理事会の上位に位置づけている農協がある。</p> <p>3. 監事の業務執行を阻害するもの 監事は監査を実施する場合において、書類の閲覧、理事者および職員にヒアリング等を行うのだが、それ等の書類の隠蔽や虚偽の証言、回答があった場合は、コンプライアンス違反の事実があったとしても、確認できない事態となる。</p> <p>II. コンプライアンス改革のための具体的方策</p> <p>1. 監事の選任の方法について、理事者の関与が及ばないように、監事の選任案は監事会で作成することとし、監事の報酬案については理事会で定めた基準ではなく、監事会で定めた基準によることなど、監事の独立性を確保する。</p> <p>2. 農協の組織図について、監事会の位置づけが理事会の上位であることを明確にするため、全国農協中央会や行政による指導を行う。</p> <p>3. 監事の監査において、書類の隠蔽や虚偽の証言や回答をした者に対する罰則規定を設けるとともに、監事の駆け込み寺的行政窓口の設置。</p> <p>4. 独裁的な組織運営をさせないため、代表理事組合長の連続した再任回数の限度を設ける。</p> <p>5. 監事の任期を5年といったように理事より長くする。</p>	個人	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
7	10月5日	12月6日	農済事業について	農業共済組合が農作物の保険以外に住宅建物等の火災保険などを行っていますが、本来、運営には農家の掛け金と国からの補助金が入ってるため、公平な保険会社競争ではないと思います。農産物の保険に特化するか他の損保等に開放するかどうか	個人	農林水産省
8	10月7日	12月6日	新規需要米(輸出用)の生産調整の取り組みの不具合	<p>日本産コメの輸出を推進する中で、毎回困った問題があります。</p> <p>日本国内のコメ需要が減り続ける中、減反(生産調整)が続けられています。本来は米を作るのに適した土地であり、またコメ耕作用の機械の償却を考えると、できるだけコメを広い面積で作ることが経営的にも理にかなっています。</p> <p>新規需要米(輸出用)の枠組みであれば生産調整として勘案される(減反カウントされる)ため、その枠組みで日本産コメの輸出の促進を図っているのですが、これは常識的な商取引と合わないところがあり、農家側のリスクが高い取り組みにならざるを得ません。</p> <p>例えば新規需要米(輸出用)の枠組みで輸出しようとする、5月から6月にかけて「取組計画書」「販売契約書」を市役所経由で地方農政事務所に提出する必要があります。</p> <p>秋に収穫する米ですから、5月から6月では価格も品質もわからないため、輸出先国のバイヤーにとっても契約しにくいところ。ここが一般的な商取引と合わないところ。ところが、それがないと新規需要米(輸出用)として認めてもらえません(減反カウントされない)。</p> <p>なんとか輸出先のバイヤーの理解を得て、「取組計画書」「販売契約書」を出した場合も問題が起きます。相手は海外ですから、契約不履行のリスクも大きいものです。海外なので解決のためのコストも高く、泣き寝入りせざるを得ないことも多いです。</p> <p>契約不履行になった場合でも、新規需要米(輸出用)の枠組みであるために、農家側は輸出用から用途を変えることができず、輸出先を新たに探す必要があります。日本産コメの輸出量・ルートはまだ少なく、すぐに次の海外の需要者を容易に見つけられるものでもありません。これを逆手に利用して足元を見てくる輸出入の業者もあるようです。その結果、香港などでは200円/kgなどという激安の日本米が流通することが時々あります。制度上の問題から、日本の農家が損することで、香港人が安く日本米を食べる構図です。</p> <p>日本産コメの輸出を推進すればするほど、農家にこのようなリスクを背負わせてしまう結果になります。</p> <p>海外のコメ農家とグローバルな戦いを求められる中、日本の農家だけがこのようなリスクを負わざるを得ない状況です。</p> <p>新規需要米(輸出用)の制度の運用で、柔軟な対応ができないものかご検討ください。</p>	日本GAP協会 輸出部会	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
9	10月7日	12月6日	株式会社が農地を取得する場合の要件緩和	一般企業が農業に進出するには規制が多く、特に農地を所有できない状況にある。例えば、研究目的の農地の所有であれば認められるなどの規制の緩和をお願いする。	民間企業	農林水産省
10	10月7日	12月6日	一括して農地を取得する際の規制緩和	農地法は一括して大きな土地を取得するには障害になっておる。用途についての審査が多数あり、手続きが煩雑。一括して取得する際には、審査を一本化するなどの緩和をお願いしたい。	民間企業	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
11	10月7日	12月6日	農地転用について(1)	<p>(1) 農地に出店したくても転用ができないので、スムーズに許認可されるようお願いしたい。</p> <p>(2) 農振地域でもない不耕作農地にも関わらず、農業委員会や水利組合から許可を得て工場用地としての転用が許可されるまでに2年かかった。農地転用への過度な規制は、事業を進めていく上で障害となっている。農地転用の規制緩和が必要である。</p> <p>(3) 都市開発は、市の3/4を占める調整区域、農振地域等の規制により思うように進まない状況であり、調整区域等のうち1/3は耕作していない未利用地である。農振法による農業振興地域の規制の見直しを柔軟に行って欲しい。</p> <p>(4) 市の海岸近くには農地振興地域が多くあるが、農地転換の規制が厳しいことから、簡単には農地転換して企業誘致を行うことができない。従って、農地転換が容易にできるよう、規制緩和を要望する。</p> <p>(5) 町内にはもうこれ以上企業誘致する土地がない状況。このため、農地を工業用地に転用できるよう、規制緩和をお願いしたい。</p> <p>(6) 企業誘致を進めたいが農振法に基づく農業振興中心の政策がとられてきたこともあり開発しづらい。市、県、国にはそれぞれ産業振興と農業振興の両方の立場があり、従来からの政策の方向を今になって転換することは非常に難しいが、農業振興地域の見直しを柔軟に行って欲しい。</p> <p>(7) 企業誘致の候補地となる農地の転用が全く認められない。農地面積の確保も重要だとは思いますが、状況に応じた対応が必要であり、規制の緩和を要望したい。</p> <p>(8) 今後完成する国道23号バイパス沿いに工業団地を造りたいが、23号沿いは優良農地であり、農地法の制約もあって、なかなか進まない。これを緩和してもらいたい。</p> <p>(9) 農地転用をもう少し楽にできるようにならないか。耕作等に供しているのならばよいが、土地が余っているところを規制することにメリットが感じられない。需要があるのだから、それに摺り寄せるように改正してはどうか。農業も大事だが、もっと寛大に農地転用を認めて欲しい。</p> <p>(10) 企業誘致の為に開発にあたり、都市計画法や農地法などの規制にかかる土地が多く、転用に時間や手間がかかる。何かしようとすると必ずといっていいほど何等かの規制に足を引っ張られることになる。こうした仕組みはなんとか改善して欲しい。</p>	民間企業・地方自治体	農林水産省
12	10月7日	12月6日	農地転用について(2)	<p>(1) 開発行為の規制がより厳しくなり必要な施策が十分にできない。農地の補助をもらい、農地としての網掛けを増やすのは時代に逆行すると思われる。もう少し開発規制を緩めて欲しい。</p> <p>(2) 土地に関する規制が厳しすぎる。特に農地法の規制が行き過ぎていると思う。戦時中に食料確保のために農地となり、現在は耕作の目的に供されていない山の中の農地などであっても売買が簡単にできないので困っている。実態を踏まえて耕作に適する農地を正しく見極め、本当に守るべき農地(例えば、米どころ等の農業に向く地域の農地)とそうでない農地を峻別し、規制の見直しをお願いしたい。</p>	地方自治体	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項 名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所官庁
13	10月11日	12月6日	農業協同組合 に対する金融 庁検査につ いて	<p>提案事項については、各WGで更に精査・検討を要する提案事項(案)として取り上げられました。早期是正措置導入後、他の預金等受入金融機関は過去15年間の厳格な金融庁(財務局)検査を経験しています。その検査経験や金検マニュアルの浸透によって自己査定をはじめとするリスク管理やコンプラについては、金融検査マニュアル施行前よりは、完全とはいかないまでもかなり役職員の認識も向上し、経営管理の高度化も図られたものと考えます。</p> <p>ところが、未だJA間では3者要請検査に対する取組みについてバラツキがあると思います。それはJAに対しては他業態と同時期に系統金検マニュアル(別冊)が導入されたにもかかわらず、JAを直接担当する都道府県や地方農政局が系統金検マニュアルに沿った検査を行っていなかったからです。従って、現在のJAの信用・共済事業部門は銀行や信金などが初めて金融庁検査を受けた15年前と同様の水準と言えなくもありません。</p> <p>私は信用・共済事業分離論には組しません。何故なら、JAは銀行、信金や信組が設置されていないいわゆる過疎地域にも店舗を配置されており、その店舗が金融、経済事業の機能を発揮していることでその地域のインフラを支えていることも十分承知しているからです。</p> <p>但し、JAの全国貯金残高は2013年8月末で91兆5,929億円(JAバンクHP)、2013年4月1日現在のJA数は703(JA全中HP)であり、単純貯金残高で1,302億円となります。3者要請検査対象の1,000億円以上のJA数は350程とのことで、今の検査実施ペースでは対象の全JAを検査するのに10年程要することとなります。それでは「預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保」にはならないと思います。真の農業支援組織のJAの役割を發揮させるためにも金融庁検査のノウハウを生かした厳格な検査が必要であり、それは検査経験を重ねることで培われるものと思われれます。また、JAは貯金量が1,000億円未満でも他の共済・経済事業を含むと相当な経営規模となることから、全てのJAを対象にすべきです。厳格な検査をされることでJA自体の経営管理水準も高度化し、役職員の認識も向上できます。良い意味での緊張感を持たせることが不祥事の防止にもなり、農家組合員に対する経営管理支援もさらに取り組むことが可能です。</p>	個人	農林水産 省
14	10月11日	12月6日	農地法、農振 法での規制改 革(1)	<p>ソーラーシェアリングに関する期間延長、農地転用の範囲の拡大を要望する。</p> <p>・3年ごとの見直し期間の延長や農地転用の対象範囲の拡大などのさらなる普及支援策。・2013年4月、農林水産省は「営農を継続しながらの太陽光発電設備を設置する取扱いについて」のガイドラインを公表した。</p> <p>・これは、農地に支柱を建て架台を設置することで、下部の農地においても支障なく農業生産が行われることを条件として、支柱の基礎部分を一次転用許可の対象とし、農地における太陽光発電の設置が認められた。しかし、太陽光発電システムの設置規模は数十kW程度に留まっている。これは一次転用期間が3年間であること、8割以上の収穫率の確保が要件であることなどから、その普及は限定的と考えている。</p> <p>※3年ごとの見直し期間の延長、営農の対象、農地転用の面積・対象地・範囲の拡大、収穫率の基準の見直し、手続きの簡略など、さらなる普及支援策を要望する。</p>	(一社) 太陽光 発電協 会	農林水産 省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
15	10月11日	12月6日	農地法、農振法での規制改革(2)	<p>耕作放棄地などへの大規模太陽光発電システム設置のための法整備を期待する。</p> <p>○耕作放棄地の集約化での再生可能エネルギーの導入促進。</p> <p>①農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の規定では、農地を転用して太陽光発電を設置するには規制が厳しく、事実上困難な状況にある。</p> <p>②農振法第十三条2項では、転用を目的とした農用地区域からの除外には以下の5要件を全て満たすことが必要と決められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地が無いこと。 ・農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 ・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 ・土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 ・農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること。 <p>③なお、第2種農地／第3種農地は農地転用許可が可能とされているが、これらの土地は市街化が見込まれる、または、小集団の農地／市街化が著しい区域の農地であり、それらの農地は面積の点からメガソーラー等の候補地となり得る可能性は無い。</p> <p>※2014年度予算の概算要求に示されている農林水産省が進めている「農地中間管理機構」の制度設計と合わせ、耕作放棄地の集約化(耕作放棄地や零細農地などを借り上げ、大きな農地として農業法人などに貸し出す制度)での再生可能エネルギーの導入促進が行われることを要望する。</p>	(一社)太陽光発電協会	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
16	10月16日	12月6日	農業生産法人の構成員要件の緩和等、農地規制のさらなる見直し	<p>【要望の具体的内容】 農業分野への新規参入の促進とともに参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農業生産法人の構成員要件等の農地規制の更なる緩和に向けた検討を迅速に進めるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 2009年12月に施行された改正農地法では、農業生産法人の構成員要件について、関連事業者の出資比率を原則議決権の4分の1以下に制限するとともに、関連事業者の中に「その法人(農業生産法人)と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与するものとして政令で定める者があるときは」、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の2分の1未満まで認めるとしている。同時にリース方式での企業の農業参入については、一定の要件が求められるものの、ほぼ自由化されている。</p> <p>国内に経営感覚あふれる多様な農業の担い手を育成・確保していくことが喫緊の課題とされている中、新規就農や企業の農業参入、法人化を一層促進するとともに、その健全で安定的な経営・事業環境を整備していくことが肝要である。そのためには、農業生産法人の要件緩和等の農地規制のさらなる見直しや運用の適正化を進めるべきである。</p> <p>特に、参入法人が地域に定着するとともに将来にわたる担い手と見做される場合、例えば認定農業者として認定を受ける、あるいは「人・農地プラン」で中心経営体として位置付けられた場合などには、農業生産法人の資金需要に応じた出資が可能となるよう関連事業者の議決権を全体の2分の1以上まで認めるとともに、リース方式で参入した法人についても、農地所有を認めることとすべきである。</p> <p>また、参入企業からは、農業経営の大規模化や多角化等を進める上で必要となる資材置き場、事務所、更衣所、洗面所、加工施設、直売所、駐車場等の関連施設の設置が困難との指摘もある。こうした法人が農業生産を行う上で最低限必要と考えられる施設については、農業用施設として周辺の農地の営農への影響等がない限り転用可能であることを改めて明確にし、地方自治体等へ徹底すべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
17	10月16日	12月6日	輸入麦の売渡制度、砂糖・でん粉の価格調整制度、豚肉差額関税制度の見直し	<p>【要望の具体的内容】 わが国農業の競争力・体質強化を図るとともに、消費者負担から納税者負担への移行等の検討を進め、現在国内産小麦や甘味資源作物等の生産振興などの目的で需要者から徴収されているマークアップや調整金の見直し、需要者や消費者の負担を軽減するとともに、この一環として、豚肉の差額関税制度の抜本的見直しも検討すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 外国産小麦については、国家貿易の下で政府が一元的に輸入し、過去の一定期間における買入価格の平均値に年間固定のマークアップを上乗せした価格で需要者に売り渡されており、このマークアップ相当分が国内産麦の生産振興のための助成費および外国産麦の売買を行うために必要な政府管理経費に充当されている。砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している(価格調整制度)。 しかし、マークアップや調整金は、需要者、ひいては消費者の負担となっているほか、国内産の生産増大(外国産の輸入減少)や制度の対象とならない小麦調製品・加糖調製品等の輸入増大等が起これば収支の悪化から財源不足に陥る懸念があるなど、不安定な制度設計となっている。また、豚肉の差額関税制度についても、その適正な運用に向け2012年4月に豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等が図られたところであるが、制度自体が不正行為を誘因している面も少なくないとの指摘もある。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
18	10月16日	12月6日	森林施行計画から森林経営計画への円滑な移行に向けた経過措置の導入	<p>【要望の具体的内容】 森林経営計画の作成について、属人計画の場合は、当面は従来の森林施業計画の暫定的運用を認めるなど、経過措置を講じるべきである。 また、「面積規模が林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上」との属地計画の要件を満たせない場合であっても、制度改正前に森林施業計画の認定を受けている森林については、属地計画の対象とすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 2012年の森林法改正により、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、単独でまたは共同して、5年を一期とする森林の経営に関する計画を作成し、当該森林の所在地の属する市町村の長に提出し、計画の認定を求められることができるとされた。これに加え、新たに創設された森林管理・環境保全直接支払制度の対象者が森林経営計画を作成した者に限定されていることにより、森林経営計画の作成の促進が図られている。</p> <p>しかし、複数の県に点在する山林を所有している者にとり、所有者自らが所有山林全ての森林経営計画、すなわち属人計画を作成し認定を受けることは実質的に困難である。そこで、属地計画を作成することにした場合であっても、「面積規模が林班又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上」とするとの要件を満たすことができずに、森林経営計画の作成に至らない事態が生じているとの指摘がある。</p> <p>行政当局からは、「同林班や連坦する林班の所有者と共同で森林経営計画を作成することや同林班や連坦する林班の所有者から森林経営を受託することで、要件を満たすことは可能」との見解が示されている。しかし、所有者が多過ぎることや所有者が希望しないといった理由で複数の所有者をとりまとめることは極めて困難であること、また、現地に社員を常駐させる余裕がない場合、他の所有者の森林まで含め経営管理を行うことは実質的に困難といった事例も指摘されており、必要に応じて要件の緩和を検討すべきである。</p> <p>従来の森林施業計画から森林経営計画への円滑な移行には一定の経過措置の導入が必要と考える。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
19	10月16日	12月6日	電線路の保安伐採にかかる届出の緩和	<p>【要望の具体的内容】 電力の安定供給確保の観点から、電線路の保安伐採にかかる届出を不要とする、もしくは事後的な届出を可能とするべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 森林法では、地域森林計画の対象となっている民有林の伐採を行う際、その90日から30日前に市町村長に届出をしなければならない。そのため、電気事業法に規定する電気事業の用に供する電線路の保安伐採を行う際も、上記に従って届出をしなければならない。</p> <p>しかし、電線路の保安のために施設の保守の支障となる立木を伐採する場合については、電力の安定供給の観点から迅速な対応が求められる。</p> <p>そこで、電線路の保安伐採にかかる届出を不要とする、もしくは事後的な届出を可能とするべきである。これにより、迅速な伐採が可能となるため、より一層の電力安定供給が図られる。</p> <p>なお、保安伐採は一般的に小規模であり、森林法の目的である森林の保続培養と森林生産力の増進に反するものではない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所官庁 の管庁
20	10月16日	12月6日	地熱エネルギー開発に係る国有林等に関する許認可手続きの効率化	<p>【要望の具体的内容】 国有林等に関する許認可手続きにおいて、申請窓口を一本化し、担当部署である「都道府県」、「森林管理局」および「森林管理署」が同時に会する場を設けて説明をする等、審査手続きの効率化を要望する。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 地熱エネルギーの開発には、立地場所によって、例えば、地域森林計画の対象となっている民有林の開発許可には都道府県知事の許可(森林法第10条の2)、国有林野の買受け、借受けまたは使用の森林管理署長または森林管理局長への申請(国有林野の管理経営に関する法律施行規則第14条、22条)、自然公園法で定める特別地域での工作物の設置、木竹の伐採の許可(国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事の許可)(自然公園法第20条)、利用調整地区の区域内への立ち入り認定(国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の認定)(自然公園法第24条)等の複数の許認可が必要となる。</p> <p>このため、例えば、国有林貸付契約および立木買受契約の許認可手続きは、原則として「森林管理署」(作業行為承諾書)→「都道府県」(保安林内作業行為の許可)→「森林管理署」(国有林他使用許可)の3ステップとなる。</p> <p>使用面積によっては「森林管理署」の上部機関である「森林管理局」の審査と、「都道府県」の同意が必要となる場合がある。このため、「署」→「局」→「都道府県」→「局」→「署」→「都道府県」→「署」→「局」の順に説明している。さらには、「署」によっては、「都道府県」への手続きが完了しなくては申請を受け付けられないこともあるため、許認可手続きに多大な時間が必要となっている。</p> <p>しかし、実態としては同じ説明を部署ごとに繰り返し行っているだけであり、不合理な手続きとなっている。そこで、申請窓口を一本化し、担当部署である「都道府県」、「森林管理局」および「森林管理署」が同時に会する場を設けて説明をする等、申請・審査手続きの効率化を図るべきである。</p> <p>これにより、許認可手続の短縮化につながり、事業者の負担軽減となるとともに行政効率の向上にも資することが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省 環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
21	10月16日	12月6日	保安林解除の要件・基準の見直し	<p>【要望の具体的内容】 一般電気事業者、特定電気事業者、および特定規模電気事業者と再生可能エネルギー電気について特定契約を締結しようとする特定供給者による再生可能エネルギー発電施設等の設置についても、保安林を解除するための「公益上の理由」として取り扱うべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 公的機能の発揮が特に要請されるとして「保安林」に指定された森林では、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されるが、農林水産大臣または都道府県知事は、「公益上の理由により必要が生じたとき」には、その指定を解除することができる。「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立により、特定規模電気事業者が再生可能エネルギーの調達義務を課せられたことを受け、土地収用法で事業の公益性を認められている一般電気事業者、特定電気事業者、卸電気事業者に加え、特定規模電気事業者による発電施設等の設置のために保安林の解除を行う場合は「公益上の理由」として取り扱うこととされた。しかし、上記特別措置法は、電気事業者が特定供給者から再生可能エネルギー電気についての特定契約の申し込みを受けた際にはそれに応じる義務を定めたものであり、再生可能エネルギーの利用を促進するという法の目的を達するためには、再生可能エネルギーの調達義務を課せられた電気事業者に電気を供給しようとする事業者による保安林への発電施設等の設置についても、「公益上の理由」として扱う必要がある。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所官庁
22	10月16日	12月6日	東日本大震災被災地における農地転用規制の緩和	<p>【要望の具体的内容】 東日本大震災の影響を受け、放射能汚染によって耕作ができなくなった第1種農地について、将来の農地再生を条件に、再生可能エネルギー発電施設等の設置を可能とすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 農地法第4条第2項は、同項第1号ロに定める農地(第1種農地:10ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地)の転用は、「相当の理由」がある場合を除き許可できないとしている。同法施行令第10条では、この「相当の理由」として「特別の立地条件を必要とする事業」や「公益性が高いと認められる事業」などを掲げ、「特別の立地条件を必要とする事業」として同法施行規則第35条で、転用許可に係る事業のために「欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設」等を、「公益性が高いと認められる事業」として、同法施行規則第37条で、「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」等を定めている。</p> <p>復興特別区域法は、津波被災市町村において、一定の要件を満たす場合に農地転用許可があったとみなし、食料供給等施設および、その施設に電力を供給する太陽光発電施設の第一種農地への設置を認めているが、食料供給等施設に附帯しない再生可能エネルギー発電施設の設置は認めていない。しかし、再生可能エネルギー発電施設は電力供給に供するため、公益性が高いと判断できる。また、放射能汚染により耕作できない農地を他の目的に利用できれば、土地の有効活用にもつながる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	農林水産省